

令和元年八月二十九日

第二十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1.	開 会	1
2.	市場長挨拶	2
3.	審議事項 令和二年における臨時開場日及び臨時休業日の設定について (花き部、食肉部、青果部、水産物部)	3
4.	報告事項 東京都中央卸売市場における取引等の状況について	10
5.	閉 会	16

日時 令和元年八月二十九日（木）

午後一時三十分

場所 ヒルトン東京 四階「菊の間」

出席者

会 長	中西 充	東京都競馬株式会社代表取締役社長
会 長 代 理	藤 島 廣 二	東京聖栄大学客員教授
委 員	あげ上 三和子	東京都議会議員
	伊 藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長
	小 川 一 夫	東京食肉市場株式会社取締役社長
	斧 田 清 幸	東京都花き振興協議会理事
	加 瀬 泉	東京都花き振興協議会理事
	金 子 千 久	全国農業協同組合連合会園芸部長
	川 原 常 光	東京都花き振興協議会会長
	近 藤 栄 一 郎	東京都青果物商業協同組合理事長
	西 郷 あゆ美	東京都議会議員（欠）
	杉 本 英 美	公認会計士
	鈴 木 章 浩	東京都議会議員
	鈴 木 剛	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会

書

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

記

春田佳文 松本隆博 畠山宗幸 佐藤至 大場誠子 沼倉護 石橋健治 鶴田勝 飯野雄資 野口かほる 赤木宏行 長嶺浩子 猪口太一 松田健次

事業部市場業務専門課長 事業部経営企画担当課長 事業部移転・経営支援担当課長 事業部施設課長 事業部業務課長 管理部広報・組織担当課長 管理部財務課長 管理部市場政策課長 管理部総務課長 福祉保健局市場衛生検査所長 中央卸売市場移転支援担当部長 中央卸売市場事業部長 中央卸売市場財政調整担当部長 中央卸売市場市場政策担当部長

第二十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

一・開 会

○司会（大場） 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより第二十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催させていただきます。

本日、委員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課長の大場でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

これ以降、座らせていただいております進行させていただきます。それでは、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。本協議会は、条例の規定によりまして、委員の半数以上の出席によって成立することになっておりますが、ただいま協議会委員定数二十八名中二十六名の方にご出席をいただいております。したがって、定足数を超過しており、本会は有効に成立しておりますので、ご報告いたします。

なお、本日は二名の方から、あらかじめ欠席のお申し出をいただいております。ご欠席は、西郷委員、竹内委員の二名でございます。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

順番に、まず、本日の協議会の次第、協議会委員の名簿、幹事・書記名簿、座席表、諮問文の写し、審議事項、こちらは十ページの資料でございます。最後に、報告事項、こちらは三ページの資料となっております。

なお、諮問文の本文につきましては、会長席に置いてございます。

資料がお手元にない方はお知らせいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。以上、資料の確認でございます。

それでは、この後、本協議会の会長でございます中西会長に議事進行をお願いいたします。中西会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○中西会長 当運営協議会の会長を務めさせていただきます中西でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから第二十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開催いたします。

それでは、失礼して座らせていただきます。

二．市場長挨拶

○中西会長 それでは、これより議事に入りたいと思っております。

お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたします。

議事に先立ちまして、黒沼市場長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒沼幹事 東京都中央卸売市場長の黒沼でございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第二十四回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろより中央卸売市場の業務運営につきまして、ご指導、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日も審議いただきますのは、東京都中央卸売市場の令和二年における臨時開場日及び臨時休業日の設定についてでございます。卸売市場の臨時開場日及び臨時休業日は、卸売市場で事業を行う皆様や、卸売市場を利用する皆様にとりまして、営業や消費生活に大きく影響する非常に重要な課題でございます。検討に当たりましては、卸売市場を取り巻く流通環境や労働事情、さらには東京二〇二〇大会の開催など、さまざまな角度から、市場関係者の皆様と協議を重ねるとともに、東京市場の影響を受ける各地の開設者とも意見交換を行いながら進めてまいりました。また、来年、令和二年六月には、改正卸売市場法が施行されますが、制度改正に伴い市場取引にかかわる皆様に混乱等のないよう配慮した上で、本日原案として提出をさせていただくものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○中西会長　ありがとうございます。

なお、映像、写真の撮影につきましてはここまでとさせていただきます。よろしくお願いいたします。テレビカメラの方はご退室をお願いいたします。

三．審議事項

令和二年における臨時開場日及び臨時休業日の設定について

(花き部、食肉部、青果部、水産物部)

○中西会長　それでは、議事を進めます。

令和二年における臨時開場日及び臨時休業日の設定につきましては、花き部、食肉部、青果部、水産物部の案が提出されてございます。

初めに、花き部について、事務局から説明をお願いいたします。

○長嶺幹事　中央卸売市場事業部長の長嶺でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

失礼をいたしまして、着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、令和二年における臨時開場日及び臨時休業日の設定についてご説明をいたします。

花き部の説明に入ります前に、まず、お手元配付の「審議事項」と記された資料の九ページ、市場条例の抜粋をご覧ください。ページ中ほどに、第七条として、市場の休業日の定めがございます。また、一番下の第七条第二項で、知事は、諸事情を考慮し、臨時に開場日または休業日を定めることができるとされており、こちらが臨時開場日、休業日の設定根拠となります。令和二年につきましては、六月二十一日に改正卸売市場法が施行されるため、これに合わせて条例改正の検討を進めているところですが、現時点で内容は確定してございません。本日の資料の記載は全て現行制度によっております。

資料を戻りまして、一ページをご覧ください。

冒頭、臨時開場日及び臨時休業日の設定についての考え方を記載しております。令和二年は、ただいま申し上げましたとおり、年間の途中で制度改正が予定されております。一方、休開市日の設定は、市場内の事業者だけでなく、産地、出荷者や実需者の皆さんの事業活動にも大きな影響を及ぼすことから、全部類におきまして、令和二年一月一日から十二月三十一日まで一年分をご提示しているほか、記載のなお書き以降ですが、市場関係者の混乱を避けるため、改正法施行後においても、休業日は本案のとおりとしてございます。

それでは、花き部についてご説明をいたします。引き続き資料一ページをご覧ください。

花き部の案は、花き部のある北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場で構成される東京都花き振興協議会が取りまとめたものを基にご提案をしております。

第一の設定の考え方ですが、臨時開場日は、毎週、切り花の取引が月、水、金、鉢物が火、木、土の各曜日に分かれており、出荷調整が難しい花きの特性を考慮し、大方の国民の祝日を臨時開場日に充てるほか、松の取引を行う十二月の日曜日を開場日として設定いたします。また、臨時休業日は、市場ごとに花きの需要特性を考慮して設定するとしております。

この考え方をもとに、第二の令和二年の実施日ですが、臨時開場日については、一月四日をはじめ十六日間を全市場共通としており、そのうち十二月六日が松市、さらに三市場共通で一日の臨時開場日を設定しております。

また、臨時休業日につきましては、一月五日をはじめ六日間を全市場共通とした上で、個別には北足立市場が四日間、鉢物の取り扱いが少ない板橋市場が毎週木曜など四十九日間、葛西市場が十五日間、大田市場はなし、世田谷市場は一日と、各市場の特性を踏まえて設定しております。

二ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

花き部の説明は以上です。

○中西会長　花き部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、ないようでございますので、この案をもって決定するということでもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　それでは、そうさせていただきます。ありがとうございます。

それでは次に、食肉部の案につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

○長嶺幹事　それでは、食肉部につきましてご説明をいたします。資料の三ページをご覧ください。

食肉部につきましては、食肉市場の取引業務運営協議会が取りまとめたものを基にご提案しております。

第一の設定の考え方ですが、臨時開場日につきましては、七月の開場日を確保するとしております。臨時休業日は、四週八休を基本に、原則として毎週土曜日に設定するとしております。ただし、四連休の前後に当たる五月二日及び九日、三連休直前の九月十九日、需要の増加する十二月は除くものいたします。また、八月に夏休みを設けます。

この考え方を基に、第二の令和二年の実施日ですが、臨時開場日は七月二十三日の一日となります。

また、臨時休業日につきましては、五月二日及び九日、九月十九日、十二月の各土曜日を除いた土曜日に、夏休みを合わせた四十六日間となります。

四ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

なお、食肉市場の休開市日の設定に当たりましては、大消費地の需要や生産者の出荷要請に同調し、と場の運営も含めた弾力的な対応を求める意見がございますことから、今後とも食肉市場と業界との間で協議を継続し、検討を行っていくということをつけ加えさせていただきます。

食肉部の説明は以上です。

○中西会長　食肉部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしくございますか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　ないようでございますので、この案をもって決定するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。

引き続きまして、青果部及び水産物部について、事務局の説明をお願いいたします。

○長嶺幹事 それでは、青果部、水産物部につきましてご説明をいたします。

まず、審議事項の資料の十ページ、令和二年における臨時休開市日の設定について、参考一と右肩についてございます資料をご覧ください。青果部と水産物部の休開市日に関する全国中央卸売市場協会の設定方針でございます。内容につきましては昨年同様でございます、最低完全週休二日を想定した年間休業日数を確保することなどを目標としております。

なお、令和二年に改正法の施行が予定されていることを踏まえ、末尾の米印、各開設者の十分な情報共有といった記載が追加となっております。

この方針に基づいて、市場業務の実態に即したものになるよう事前に各業界の方々との協議、調整を行うとともに、各地の開設者とも意見交換し、本日、案をお諮りしてございます。

資料のページをお戻りいただきまして五ページ、青果部をご覧ください。

第一の設定の考え方ですが、臨時開場日については、五月の祝日等による四連休の回避等を図るために五月四日、また、七月の繁忙期対応で七月二十四日に設定し、さらに九月の祝日等による三連休を回避するため九月二十一日に設定をいたします。

また、臨時休業日については、年末年始、ゴールデンウィーク、お盆を含めない完全週休二日を確保することを目標として、原則として祝日のない週の水曜日に設定することとしております。

そのほかに、オリンピック開催期間中の交通混雑を考慮し、七月三十一日と八月七日の金曜日に設定し、さらに夏休みを八月十四日、十五日に設定いたします。

年末最後の日曜日、十二月二十七日の取り扱いにつきましては、協議過程でさまざまな意見がございました。こ

れにつきましては、十二月二十七日当日の取引状況を検証し、次回以降の休開市日設定に生かすとした上で、令和二年は臨時休業日といたしました。

年末最後の日曜日につきましては、令和三年以降の休開市日設定に当たっても改めて協議する旨申し添えさせていただきます。

このような考え方を基に、第二の令和二年の実施日ですが、臨時休業日については四十五日間となります。六ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

続きまして、七ページ、水産物部をご覧ください。

第一の設定の考え方ですが、臨時開場日については、五月の祝日等による四連休の回避などを図るため五月四日、また、七月の繁忙期対応で七月二十四日に設定し、さらに九月の祝日等による三連休を回避するため九月二十二日に設定いたします。

また、臨時休業日については、日曜・祝日を含めて完全週休二日を想定した年間休業日数を確保することを目標とし、原則として祝日のない週の水曜日に設定することとしております。

そのほかに、オリンピック開催期間中の交通混雑を考慮し、青果部と同様に七月三十一日と八月七日に設定し、さらに夏休みを八月十四日、十五日に設定いたします。

この考え方を基に、第二の令和二年の実施日ですが、臨時休業日については四十二日間となります。

八ページのカレンダーには、今申し上げた内容の詳細を掲載しております。

青果部及び水産物についての説明は以上です。

○中西会長　青果部、水産物部についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○近藤委員 青果小売の近藤でございます。

ただいま説明いただきましたように、二〇二〇年は、十二月二十七日、日曜日が休市ということになっております。これは、恒常的に最後の日曜日を休みにするというのではなくて、現状を検証するというご説明が今ございましたように、二一年は白紙に戻して、ぜひ検証していただきたいということでございます。冒頭に市場長のほうから、この休市の問題というのは、営業事情に大いに関係あるというご挨拶がございましたので、ぜひその辺のところを考慮いただきたいと思っております。

以上です。

○中西会長 ご要望ということでよろしいですね。

○中澤委員 市労連の副議長の中澤です。

今ご説明がありましたけれども、水産と青果が別々の休日設定ということになりました。それについて、あまりいいことだというふうに思っていないですね。今後、なるべく早い時期に、水産、青果が統一されるように、ぜひ業界の皆さんにもご努力いただきたいと、これは意見ですけれども、申し上げた上で、賛成したいと思えます。

○中西会長 ほかに何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長 それでは、ご発言がないようでございますので、この案をもって決定するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。それでは、青果部、水産物部についてもご決定をいただきました。

各部あわせまして、諮問をいただきました件につきましては、原案のとおり答申するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　ありがとうございます。答申につきましては、後日知事宛てに提出させていただきたいと思っております。

四・報告事項

東京都中央卸売市場における取引等の状況について

○中西会長　次に、報告事項に入らせていただきます。

資料をご覧いただきたいと思います。報告事項は、東京都中央卸売市場における取引等の状況についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○長嶺幹事　それでは、東京都中央卸売市場における最近の状況についてご報告をいたします。

お手元配付の「報告事項」二ページをご覧ください。中央卸売市場における取引等の状況についてでございます。

(一)卸売業者の取扱数量等の推移でございますが、表及びグラフで、平成三十年までの過去五年間の取扱数量、金額の推移を部類別にお示ししています。

取扱数量については、水産物部については減少傾向、青果部は、増減がありますが、平成三十年は減少しております。食肉部は、平成二十八年からほぼ横ばいとなっております。

取扱金額については、水産物部は、平成二十八年以降減少、青果部は、平成二十九年以降減少しております。食肉部は増減をしております。花き部は、平成二十九年以降は減少傾向にございます。

二ページをご覧ください。(二)市場業者の経営状況について、直近五年間の推移をお示ししております。

(ア)卸売業者につきましては、平成二十五年からは景気の回復基調もあって、赤字業者は一社となっております。また、平成二十九年度は、単価安などの影響も受けて、赤字業者が六事業者ございました。

なお、中段②は統廃合の状況で、平成二十五年以降、統廃合はございません。

(イ) 仲卸業者については、全体の業者数は引き続き減少傾向、赤字業者の割合は平成二十八年までは減少傾向でしたが、平成二十九年は食肉部を除いて若干増加をしてございます。

都では、引き続き定期的な財務検査を行うとともに、赤字業者に対しては、公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談による経営指導、相談を行ってまいります。また、業界団体や個別の事業者が販路拡大などを行う場合に支援する事業も実施しております。活性化を引き続き図ってまいります。

最後に、三ページをご覧ください。農林水産省による全国の卸売市場経由率等の推移です。平成二十八年までの過去五年間で、二十九年以降はまだ発表されてございません。直近の市場経由率は、全部類で低下をしてございます。

簡単ではございますが、報告事項のご説明は以上になります。

○中西会長　ありがとうございます。報告事項についての説明は終わりました。何かご質問などございますでしょうか。

○中澤委員　報告事項に関してではないんですけども、前回の運営協議会で条例改正のことが議題にあったんですけども、その後、かなり具体的な内容が出てきました。それを見まして、私たちは驚いております。これについて、東京都さんの説明も聞きたいし、それについて議論する場をなるべく早くこの運協でもやってほしいなと思います。このまま十月にいきなり決定というのでは、十分な議論ができないのではないかと思つて、それも心配なので、そういう場をぜひつくってほしいなと、これは要望ですけれども、よろしく願ひします。

○中西会長　ご要望ということですのでよろしいですね。

○藤島会長代理　市場の活性化を考える会というのが東京都でもって開催されているということをお聞きしております。私は、市場の活性化は大変良いことだと思つておりますので、ぜひ討議していただきたいと思つているわけ

です。ただ、気になるところは、メンバーの中に、業者の方々、卸売業者、仲卸業者、売買参加者、どなたも入っていない。となると、では、どういう活性化を議論されるのかと、そこまで考える必要はないのかもしれないけれども、ついつい考えてしまうものですから、できましたら、市場の活性化を考える会についてご報告いただければ大変ありがたいと思っております。

○松田幹事 市場政策担当部長の松田でございます。

藤島会長代理からの活性化会議の件でございましたので、資料等をご用意してございませんけれども、口頭で簡単に説明させていただきたいと思えます。

昨年、七月二十九日に市場の活性化を考える会ということで、第一回目の会議を開かせていただきました。中身といたしましては、藤島会長代理がおっしゃるように、活性化ということをやっていくということでございますけれども、非常に長期的に、今後市場をどうしていくかということ、私どもは、今回の運営協議会において、来年の休市日を決めるとか、あるいは来年度改正をする条例改正の話とか、そういったことをやっていく一方で、市場の将来について、今果たしている、皆様のお力でやっている基幹的なインフラとしての役目を今後長きにわたってどうやっていくかということにつきまして検討していくということを始めさせていただくというものでございます。

具体的なテーマ、こういったものは今後やっていくんですけれども、差し当たり、各市場、東京都は市場をたくさん持っておりますけれども、市場の特質というものをきちんと明らかにした上で、市場の特色を生かした活性化を具体的に検討していこうということ、あるいは市場というものはしっかりした財政基盤というものがあってこそのものでございますので、長期的に持続可能性をしっかりと保ちながらやっていこうということ、こういったものを大項目として、とりあえず掲げさせていただきながら、今後議論していこうというものでございます。

今お話のありましたメンバーといいますか、検討していただく委員ということでございますけれども、これは、中でいろいろと議論がございまして、背景といたしましては、活性化を考える会というのは、専ら中央卸売市場だ

けが検討するというものでは、もはやなくて、これはオール都庁として、東京都が全体となって検討していくというところで、必ずしも中央卸売市場にかかわる方々だけで検討するものでもないのかなというご意見等もございました、特に財務ですとか会計ですとか、そういったところに専門的な知識を持っておられる先生、あるいは市場ということではなくて、食品流通全般に知見を持っておられる先生とか、幅広く人選をさせていただいて、いろいろなご意見、今までの延長線では必ずしもないものも含めて議論をしていきたい。私どもは事務局の一員としてやらせていただいているというところでございます。

今会長代理のお話がありましたけれども、では、市場関係者の声は要らないかというところ、そういったことは、もちろんございませんで、定期的に開く会議というものの以外にも、随時ご意見を聞く機会、ヒアリングをしたりとかということが今までの会議でもございましたけれども、そういったものも含めて、市場関係者の方々の現場の実情とか、生の声とか、そういったものは、もちろんしっかりと聞かせていただきながら、具体的な活性化というものに結びつけるための議論をしていきたいと考えているところでございます。

○藤島会長代理 活性化を幅広くお考えになられる、これは、非常に良いことだろうと思うんですけども、何かメンバーを見たり、あるいは今のようなお話をお聞きしていると、運営方針にかかわるところの議論が中心になるんじゃないかと、つついという見方をしてしまうんですけれども、それはないわけですか。運営方針に関しては、何ら議論はされないということですか。

というのは、私は、例えば中央卸売市場の場合は、できるだけ東京都に頑張っていたらいい、開設者を続けていただきたいというところがあるものから、そういった意味でちょっと気になるところもございます。

○松田幹事 答えたいします。運営方針というお話でございました。運営方針といいますが、例えば私どもが現在開設者として公共的な役割の強い基幹的なインフラとしての仕事をさせていただいているところがございますけれども、今後どうしていくかということ、具体的に、現在までの議論の中でもございますけれども、例えば効率的

な経営を行って、しっかりとした財政基盤を確立していくための議論をするということにおいて、例えば民間経営手法を導入するとか、いろいろなことはあると思っております。

具体的に何をどうするということを今後検討していくに当たって、私どもといたしましては、先生がおっしゃっておりますけれども、私どもが公的な基幹的なインフラということで卸売市場をやっております。こういった公共性の強いもの、これは、こういった運営手法をとるかということ以前に、まず、どういう経営をしていくか。こういったものとして卸売市場が運営されていくべきかということをしつかりと位置づけた上で、その上でキーワードになります例えば効率的な運営であるとか、活性化のための最適な手法は何かとか、そういったものを現在のところ、考えていくのかなと思っております。

○川原委員 東京都花き振興協議会、川原でございます。

条例改正についてお話が出ましたので、私からも一言お話をさせていただきます。

私も条例改正準備会議の委員として、昨年十二月から本年七月までの都合四回の会議に全て出席をさせていただいております。三回目まで、いろいろな意見を言わせていただいた後、四回目、七月の最終回で、都の方針が出てまいりました。これは驚きをもって受け取る内容です。あまりにも過激、規則も決まり事も全て無視するのかというようなことでございます。卸売市場は法令遵守という言葉がない無法地帯になってよいのかというような声も上がっております。条例改正準備会議は、その都の方針を出した後、開催予定が今のところございません。今は各場にご説明役が回られて、説明作業を繰り返しております。その場で意見や質問が出ても、まさに上意でありますというような受け取り方を私どもはしております。

十月に予定されているこの中央運協で、恐らく今の方針がぶれないまま出されるのかと思つて、そのときを私は待ち構えておるわけですが、もう一度真摯に考えていただく必要があるのではないかと思つています。青果、水産、食肉、そして花き、あまりにも異なる商材を一くくりに決めてよいものか。ここをもう一度考えて、もちろん、

それぞれ事情がおりでありでしょう。卸さんも。ですが、それぞれの分野でそれぞれにそぐう内容でもう一度考えていただくということが必要ではないか。あまりにも拙速、早急に物事が進められ過ぎて思うように思っております。以上です。

○長嶺幹事　今川原委員のほうからご発言がございましたので、現在の状況についてだけ簡単にコメントをさせていただきます。

皆様ご案内のとおり、条例改正準備会議、三回までの議論を踏まえまして、四回目でホームページ等に資料を掲載してございますが、取引ルールの案という形でご提示をさせていただいたところでございます。今ご発言にもございましたように、都内の中央卸売市場、各市場でご説明をしたり、あと業界団体の皆様の会合に私どもが出向いてまいりましてご説明をする。当然その場で意見というのもいただきますので、そういったものをお伺いして意見交換させていただいているという状況でございます。

また、東京都中央卸売市場のホームページのほうにも、同じ資料を用いまして、取引参加者の皆様のご意見を募集しているところでございます。こちらは九月九日までということで、今、まさに意見をお聞きしているところでございます。

第四回準備会議でもご案内をさせていただいたんですが、あと、前回の運営協議会のほうでもお話をさせていただきましたが、こうした今お伺いをしている皆様のご意見を踏まえて、また秋になりましたら、改めて協議会のほうにお諮りしたいと考えてございます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○あぜ上委員　今準備会のご報告があったんですけれども、その中で、いろいろな議論があったというお話がありました。その内容についての要旨をこの運営協議会の中に報告するという場合は次回になるんでしょうか。

○長嶺幹事　本日お手元に配付はしてございませんが、準備会議の議事概要につきましては、東京都中央卸売市場のホームページに既に掲載をさせていただきます。口頭でのご案内になって大変恐縮でございますが、そちらで、まず議事

概要のほうをご覧いただけますので、どうぞご参照ください。

○中西会長　ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、協議会はこれで終了したいと思います。

閉会の前に、黒沼市場長からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○黒沼幹事　取引業務運営協議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

令和二年は、改正卸売市場法の施行のほか、東京二〇二〇大会の開催も控えております。本日は、こうした状況を十分に踏まえご審議いただきましたことを改めて感謝申し上げます。

ご答申いただきました東京都中央卸売市場の令和二年における臨時開場日及び臨時休業日の設定につきましては、決定後、市場業界の皆様や東京都の関係機関をはじめ、全国の市場関係者、出荷者に周知を徹底することにより、円滑な市場運営につなげてまいります。

また、本日のご審議の中でいただきました貴重なご意見につきましても、今後の市場運営に十分に参考とさせていただきます。また、本日のご審議の中でいただきました貴重なご意見につきましても、今後の市場運営に十分に参考とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

五・閉　　会

○中西会長　ありがとうございました。

それでは、これもちまして、本日の運営協議会を閉会といたします。長時間にわたりましてご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午後二時六分 閉会

—了—